

法務省民二第2991号

平成21年12月15日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

「農地法に基づく登記の特例等についての取扱要領」の一部改正について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり、農林水産省経営局長から民事局長あて照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

21経営第4740号
平成21年12月11日

法務省民事局長 殿

農林水産省経営局長

「農地法に基づく登記の特例等についての取扱要領」の一部改正について（照会）

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）等の施行に伴い、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく登記の嘱託事務の取扱いに係る「農地法に基づく登記の特例等についての取扱要領」（昭和37年10月25日付け37農地B第1655号（農）農林水産省農地局長通知）を、別紙改正案のとおり改正することを予定していますが、登記手続上これで差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方をお取り計らい願います。

農地法に基づく登記の特例等についての取扱要領（案）

昭和37年10月25日37農地B第1655号（農）

農地局長名・各都道府県知事、各農地事務局宛

改正 昭和39年10月2日39農地B第3144号

昭和47年4月22日47農地B第712号

昭和51年6月26日51構改B第926号

昭和53年8月4日53構改B第1464号

平成21年12月 日21経営第 号

（買収登記嘱託書に添付すべき登記名義人の同意情報等）

- 1 農地法による不動産登記に関する政令（昭和28年政令第173号。以下「農地登記令」）第2条の買収登記の嘱託に際しては、同令第4条によりいわゆる中間登記の省略が認められるが、その嘱託情報には同令第3条により登記義務者の同意を証する当該登記義務者が作成した情報（以下「同意情報」という。）又は当該登記義務者に対抗することができる裁判があったことを証する情報を併せて提供することが必要である。嘱託情報と併せて提供すべき同意情報の取扱いについては、次のとおりである。なお、電子情報処理組織を使用する方法により登記を嘱託する場合は、同意情報に当該登記義務者による電子署名が行われている必要があり、書面を提出する方法により登記を嘱託する場合には、同意情報を記載した書面に当該登記義務者の印鑑に関する証明書添付する必要がある。
 - （1）買主、受贈者等から買収したが、売買、贈与等による所有権移転の登記が未了の場合
同意情報を提供すべきであるが、その旨の同意が得られないときは、登記義務者においてその土地の所有者でない旨を証明した情報でも差し支えない。
 - （2）相続人から買収したが、相続による所有権の移転の登記が未了の場合
同意情報に代えて登記名義人の相続を証する情報（戸籍謄本等）を提供する。
 - （3）合併した法人から買収したが、合併による所有権の移転の登記が未了の場合
同意情報に代えて合併のあったことを証する情報（合併により消滅した法人の登記事項証明書又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の合併に関する事項についての登記事項証明書）を添付する。
 - （4）無効な所有権移転の登記がなされている場合
（1）に準ずる。

（代位登記を省略して買収登記を嘱託できる場合）

- 2 次のような場合には、便宜的に農地登記令第3条の規定を類推適用して代位による登記名義人の表示変更登記を省略し直接登記を嘱託して差し支えない。なお、この場合、

囑託情報と併せて提供すべき情報は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 買収期日後に被買収人が死亡し、相続による所有権の移転の登記がなされている場合

同意情報の提供を要しない。

(2) 買収期日後に被買収法人が合併し、合併による所有権の移転の登記がなされている場合

(1)に準ずる。

(3) 登記名義人から買収したが、氏名又は住所の変更等により登記名義人の表示の変更の登記が未了の場合

同意情報ではなく、登記名義人の氏名又は住所に変更等があったことを証する情報を提供する。

(例)

(ア) 氏名の変更

氏名の変更があったことを証する情報として、登記名義人の戸籍の抄本、氏名の変更に係る事項の記載がある住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書又はその他市（区）町村長が作成した証明書

(イ) 法人の名称の変更

名称を変更したことを証する情報として、法人の登記事項証明書

(ウ) 住所移転

住所を移転したことを証する情報として、①住民票の写し又は住民票に記載した事項に関する証明書②戸籍の附票の写し③住所を移転したことを証する市（区）町村長の証明書④これらの証明書によっても登記記録に記録された登記名義人の住所に当該名義人が在住していたことを証明できない場合には、登記記録に記録された住所に登記名義人が在住していないことの市（区）町村長の証明書

(対価の支払又は供託のあったことを証する情報)

3 農地登記令第2条の規定による囑託情報と併せて提供すべき対価の支払又は供託のあったことを証する情報は、次による。この場合、当該情報が書面で作成されている場合であって、当該書面の還付を求める必要があるときは、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）が原本に相違ない旨を証明した謄本一通を添えて提出し、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「登記規則」という。）第55条の規定により原本の還付を請求するものとする。

(1) 買収対価を全額支払った場合

買収対価の全額を被買収者に支払った場合は、「対価及び補償金支払事務処理要領の制定について」（昭和39年9月17日付け39農地B第3628号農林事務次官依命通知）第7に基づき官署支出官が作成した支払済明細書とする。

(2) 買収対価と支払金又は売渡等の対価を相殺した場合

農地法（昭和27年法律第229号）第9条第1項第3号に規定する買収対価と同法第46条若しくは第47条による売払対価、農地法施行法（昭和27年法律第230号）第14条の支払金又は農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号。以下「改正法」と

いう。)第1条の規定による改正前の農地法(以下「旧法」という。)若しくは農地法施行法第1条の規定による廃止前の自作農創設特別措置法(昭和21年法律第43号)の規定による売渡対価とを相殺した場合は、次による。

(7) 相殺した結果被買収人が残額を受領した場合

(1)に規定する支払済明細書及び歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)第12条第1項の規定に基づき歳入徴収官から官署支出官又は出納官吏に送付された「相殺額」の印が押された納入告知書の謄本とする。

(イ) 相殺した結果被買収人が受け取るべき残額がない場合

(7)に規定する「相殺額」の印が押された納入告知書の謄本とする。

(3) 対価を供託した場合

「対価及び補償金供託事務取扱要領の制定について」(昭和34年5月6日付け34地局第2195号農林省農地局長通知)第4に基づき地方農政局長が作成する供託済明細書とする。

(所有権の登記のない不動産の買収による所有権の保存の登記)

4 買収した不動産が所有権の登記のない不動産である場合には、農地登記令第6条の規定による所有権の保存の登記を嘱託するものとする。

(分筆の登記を嘱託する場合の地積測量図)

5 土地の分筆の登記を嘱託する場合には、地積測量図を提供する。この地積測量図は、分筆前の土地を図示し、分筆線を明らかにした分筆後の土地の地積及びその求積の方法を明らかにするものとする(登記規則第78条参照)。なお、地積測量図は、原則として250分の1の縮尺により作成する(登記規則第77条参照)。

また、この地積測量図には、符号を付し嘱託情報に掲げた分筆後の土地の表示に付記するとともに、土地の筆界に境界標(筆界点にある永続性のある石杭又は金属票その他これに類する標識をいう。)があるときはこれを記載するものとする。

なお、地積測量図には、その作成の年月日を記載し、嘱託者及び作成者が署名捺印するものとする。

6 農地登記令第7条の規定により、地役権の登記がある承役地の分筆の登記を嘱託する場合において、地役権設定の範囲が分筆後の土地の一部であるときは、当該地役権設定の範囲を嘱託情報とするとともに、これを証する地役権者が作成した情報及びその部分を示した地役権図面(この図面には、作成の年月日を記載し、嘱託者及び地役権者が署名捺印する。登記規則第79条参照)を添付しなければならない。

(嘱託書の様式及び記載例)

7 農地登記令等による嘱託書の様式及びその記載例については、次によるものとし、これら以外のものについても、これに準ずる。

(1) 1に掲げる国が行う買収に関する登記の嘱託書の様式は、別添1の様式例第1号から第8号までによる。

- (2) 農地法第46条第1項及び第47条又は改正法附則第8条第4項の規定に基づき国が行う売払いに関する登記の嘱託書の様式は、別添2の様式例第1号から第8号までによる。

附則（平成21年12月 日付け21経営第 号）

都道府県知事が行う事務である次の各場合における登記については、改正法附則第3条、第5条及び第6条並びに農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号。以下「改正令」という。）附則第6条の規定に基づきなお従前の例によること等とされていることから、この通知による改正前の「農地法に基づく登記等の特例についての取扱要領」（昭和37年10月25日付け37農地B第1655号（農）農林省農地局長通知）を適用（嘱託書の様式を除く。）するものとする。

嘱託書の様式については、別添3の様式例第1号から第17号までによる。

- (1) 改正法附則第3条第1項から第4項までの規定により農地等を買収した場合
- (2) 改正法附則第5条の規定により農地等を売り渡した場合
- (3) 改正法附則第6条第6項の規定により土地等の譲与をした場合
- (4) 改正法の施行前にされた改正令第4条の規定による改正前の農地登記令第1条各号に規定する買収、売渡し及び譲与をし、改正令附則第6条の規定により登記の嘱託をする場合
- (5) 改正法附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第72条に規定する買収をし、改正令附則第6条により登記の嘱託をする場合

[別添1]

様式例第1号の1 (注1)

登記嘱託書

登記の目的 所有権移転

原因 平成 年 月 日農地法による買収

権利者 農林水産省

義務者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○ (注2)

添付書類 登記原因証明情報 (注3)

登記識別情報の通知を希望します。(注4)

平成 年 月 日 嘱託

○○法務局 (地方法務局) ○○出張所 (支局) 御中

嘱託者 農林水産省

所管不動産登記嘱託職員

○○農政局長 ○○ ○○ [印]

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 ○○係 ○○ ○○ (注5)

登録免許税 登録免許税法第4条第1項 (注6)

不動産番号 000000000000 (注7)

不動産の表示 (注8)

所在 ○○市○○町

地番 ○番○

地目 ○

地積 ○○○平方メートル

登 記 嘱 託 書

登記の目的 所有権移転
 原因 平成年月日農地法による買収
 権利者 農林水産省
 義務者 別紙記載のとおり
 添付書類 別紙記載のとおり
 登記識別情報の通知を希望します。

平成年月日 嘱託

〇〇法務局(地方法務局) 〇〇出張所(支局) 御中

嘱託者 農林水産省

所管不動産登記嘱託職員

〇〇農政局長 〇〇 〇〇 (印)

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

(別紙)

| 不動産番号 | 不 動 産 の 表 示 | | | | | 義 務 者 | 添 付 書 類 |
|-------|-------------|---|-----|----|-------------------|--------------------------------|---------------|
| | 郡市区 | | 町村 | | | | |
| | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 地積 m ² | | |
| | | | 〇番〇 | 〇 | 〇〇〇 | 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 | 登記原因証明情報 |
| | | | 番 | | | | |
| | | | 〇番 | 〇 | 〇〇 | 登記名義人 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 | 登記原因証明情報 |
| | | | 番 | | | 買収当時の所有者 | 登記名義人の同意書(注9) |
| | | | 番 | | | 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 | |
| | | | 番 | | | | |

※嘱託に際しての留意事項（全般）

- ① 嘱託書は、A 4 の用紙を使用し、他の添付書類とともに左綴じにして提出すること。
紙質は、長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にすること。
- ② 地番、金額等の数字はアラビア数字とする。
- ③ 嘱託書が複数枚にわたる場合は、各用紙のつづり目に必ず契印をすること。

（嘱託書作成上の注意）

- （注 1）登記義務者となる者が 2 人以上である場合には、様式第 1 号の 2 によるものとする。他の様式についても、これを参照して作成する。
- （注 2）登記義務書である所有権の登記名義人の住所（法人の場合は「主たる事務所」、会社の場合は「本店」）又は氏名（法人の場合は「名称」、会社の場合は「商号」）を記載する。
- （注 3）「登記原因証明情報」を提供することからその旨を記載する。登記原因証明情報とは、登記の原因となった事実又は行為及びこれに基づき現に権利変動が生じたことを証する情報を指す（買収令書の内容を証する情報（買収令書謄本）、対価の支払があったことを証する情報（対価支払明細書）等）。
- （注 4）登記識別情報の通知を希望するときは、冒頭の□に「レ」印を記載する。
- （注 5）嘱託書の記載事項等に補正すべき点がある場合は、登記所の担当者から連絡するための地方農政局（北海道にあっては経営局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）の担当官の連絡先の電話番号を記載する。
- （注 6）登録免許税が非課税である場合は、その根拠条文を記載すること。
- （注 7）所有権の移転の登記を嘱託する不動産の不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積の記載を省略することができる。
- （注 8）不動産の表示は表で記載可（適宜様式例を参照）。
- （注 9）中間登記省略を行う場合に記載すること。その場合、登記義務者の同意を証する当該登記義務者が作成した情報には、当該登記義務者が電子署名を行う必要がある（当該情報を記載した書面を提出するときは、当該登記義務者の印鑑証明書を添付する）。

様式例第2号

登記嘱託書

登記の目的 所有権保存
所有者 農林水産省

登記識別情報の通知を希望します。

嘱託条項 平成 年 月 日農地法による不動産登記に関する政
令第6条第1項嘱託

〇〇法務局（地方法務局） 〇〇出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省
所管不動産登記嘱託職員
〇〇農政局長 〇〇 〇〇 [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産番号 0000000000000

不動産の表示

所 在 〇〇市〇〇町
地 番 〇番〇
地 目 〇
地 積 〇〇〇平方メートル

様式例第3号

〔土地の表題登記がない土地について令第6条第1項による所有権
の保存の登記を嘱託する場合の前提となる登記嘱託〕

登 記 嘱 託 書

登記の目的 土地表題

所 有 者 農林水産省

添 付 書 類 土地所在図 地積測量図

平成 年 月 日 嘱託

〇〇法務局（地方法務局） 〇〇出張所（支局） 御中

嘱 託 者 農林水産省

所管不動産登記嘱託職員

〇〇農政局長 〇〇 〇〇 [印]

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

| 不 動 産 の 表 示 | | | | | 登記原因及びその日付 |
|-------------|---|------|------|----------------------|------------|
| 郡市区 | | 町村 | | | |
| 大 字 | 字 | ① 地番 | ② 地目 | ③ 地 積 m ² | |
| | | 〇番〇 | 〇 | 〇〇〇 | |

登 記 嘱 託 書

登記の目的 ○番所有権登記名義人住所変更

原 因 平成 年 月 日住所移転

変更後の事項 住所 ○○市○○町○○番○○号

被代位者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○

代 位 者 農林水産省

代位原因 平成 年 月 日農地法による買収の所有権移転登記請求権

添付書類 登記原因証明情報 代位原因証明情報

平成 年 月 日 嘱託
○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省
所管不動産登記嘱託職員
○○農政局長 ○○ ○○ [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○

登録免許税 登録免許税法第5条第1号

不動産番号 0000000000000

不動産の表示
所 在 ○○市○○町
地 番 ○番○
地 目 ○
地 積 ○○○平方メートル

様式例第5号

登記嘱託書

登記の目的 ○番所有権登記名義人氏名更正

原因 錯誤

更正後の事項 氏名 ○○ ○○

被代位者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○

代位者 農林水産省

代位原因 平成 年 月 日農地法による買収の所有権移転登記請求権

添付書類 登記原因証明情報 代位原因証明情報

平成 年 月 日 嘱託
○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省
所管不動産登記嘱託職員
○○農政局長 ○○ ○○〔印〕
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○

登録免許税 登録免許税法第5条第1号

不動産番号 0000000000000

不動産の表示

所在 ○○市○○町
地番 ○番○
地目 ○
地積 ○○○平方メートル

様式例第6号

登記嘱託書

登記の目的 土地分筆

所有者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○

代位者 農林水産省

代位原因 平成 年 月 日農地法による買収の所有権移転登記請求権

添付書類 地積測量図 代位原因証明情報

平成 年 月 日 嘱託
○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省
所管不動産登記嘱託職員
○○農政局長 ○○ ○○ [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○

登録免許税 登録免許税法第5条第1号

| | | | | | | | |
|-----------|--------------|---|-----|-----|-----|----------------|------------|
| 不動産番号 | 000000000000 | | | | | | |
| | 不 動 産 の 表 示 | | | | | | 登記原因及びその日付 |
| | 郡市区 | | | 町村 | | | |
| | 大字 | 字 | ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | |
| 分割前の土地 | | | ○番 | ○ | ○○○ | | |
| (イ)分割後の土地 | | | ○番○ | | ○○ | ①③○番○、○番○に分筆 | |
| (ロ)分割した土地 | | | ○番○ | | ○○ | ○番から分筆 | |

登記嘱託書

登記の目的 別紙記載のとおり
 所有者 別紙記載のとおり
 代位者 農林水産省
 代位原因 平成年月日農地法による買収の所有権移転
 登記請求権

添付書類 別紙記載のとおり
 平成年月日 嘱託

〇〇法務局（地方法務局） 〇〇出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省
 所管不動産登記嘱託職員
 〇〇農政局長 〇〇 〇〇 [印]
 連絡先の電話番号 000-0000-0000
 担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 登録免許税法第5条第1号
 (別紙)

| 不動産番号 | 000000000000 | | | | | 登記原因 及びその 日付 | 登記 の目的 | 所有者 | 添付書類 |
|---------------|--------------|-----|-----|--------------------|----|---------------------|-----------|--------------------|--------------|
| | 不動産の表示 | | | | | | | | |
| | 郡市区 | | 町村 | | | | | | |
| 大字 | 字 | ①番地 | ②地目 | ③地積 m ² | | | | | |
| 変更前 | | | 〇番〇 | 〇 | 〇〇 | | | 〇〇市〇〇 区 | 代位原因 証明情報 |
| 変更後 | | | | 〇 | | ②平成年 月日 地目変更 | 地目 変更 | 〇〇町村 〇〇番地 氏名 | |
| 分割前の 土地 | | | 〇番 | 〇 | 〇〇 | | | 〇〇市〇〇 区 | 代位原因 証明情報 |
| (イ)分割後 の土地 | | | 〇番〇 | | 〇〇 | ①③〇番〇 〇番〇に分 筆 | 分筆 | 〇〇町村 〇〇番地 氏名 | 地積測 量図 |
| (ロ)分割し た土地 | | | 〇番〇 | | 〇〇 | 〇番から分 筆 | | | |
| 更正前 | | | 〇番〇 | 〇 | 〇〇 | | | 〇〇市〇〇 区 | 代位原因 証明情報 |
| 更正後 | | | | | 〇〇 | ③錯誤 | 地積 更正 | 〇〇町村 〇〇番地 氏名 | 地積測 量図 |

〔別添 2〕

様式例第 1 号

所有権移転登記嘱託請求書

平成 年 月 日

地方農政局長 殿

住 所
氏 名 印

平成 年 月 日付けをもって売買契約した下記財産の所有権の移転の登記の嘱託を願
いたく、請求します。

- 1 財産の所在、区分、種目及び数量
- 2 登録免許税 金〇〇円 (又は免除)
- 3 売買代金納入年月日 平成 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 住民票の写し (又は法人登記事項証明書) 1 通
 - (2) 納税済領収書 1 通 (又は収入印紙〇〇枚〇〇円)

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者
の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 氏名(法人にあっては代表者氏名)を自署する場合には、押印を省略するこ
とができます。
- 3 添付書類の(2)は、登録免許税が課税される場合のみに添付するものとし、なるべ
く納税済証としてください。

登記嘱託書

登記の目的 所有権移転

原因 平成 年 月 日売買

権利者 ○○市○○町○○番○○号（住民票コード000000000000）
○○ ○○

義務者 農林水産省

添付書類 登記原因証明情報 住所証明書（※）

登記識別情報の通知を希望します。

平成 年 月 日 嘱託
○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省
所管不動産登記嘱託職員
○○農政局長 ○○ ○○ [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○

課税価格 金○○円

登録免許税 金○○円

不動産番号 0000000000000

不動産の表示

| | | |
|---|---|-----------|
| 所 | 在 | ○○市○○町 |
| 地 | 番 | ○番○ |
| 地 | 目 | ○ |
| 地 | 積 | ○○○平方メートル |

（注） ※住民票コードを記載した場合は、省略することができる。

様式例第2号の2

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○

義務者 農林水産省

(2) 不動産の表示

所在地 ○○市○○町
地番 ○番○
地目 ○
地積 ○○○平方メートル

2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 農林水産省は、○○○○に対し、平成 年 月 日、本件不動産を売りました。
(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、農林水産省から○○○○に移転しました。

平成 年 月 日 ○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

上記のとおり証明します。

嘱託者 農林水産省

所管不動産登記嘱託職員

○○農政局長 ○○ ○○ (印)

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 ○○係 ○○ ○○

登 記 嘱 託 書

登記の目的 買戻特約の登記
原 因 平成 年 月 日買戻特約
売買代金 金〇〇円
契約費用 返還を要しない
期 間 平成 年 月 日から10年間
権 利 者 農林水産省
義 務 者 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇 〇〇

添付書類 登記原因証明情報 承諾書 印鑑証明書

平成 年 月 日 嘱託
〇〇法務局（地方法務局） 〇〇出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省
所管不動産登記嘱託職員
〇〇農政局長 〇〇 〇〇 [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産番号 0000000000000

不動産の表示
所 在 〇〇市〇〇町
地 番 〇番〇
地 目 〇
地 積 〇〇〇平方メートル

様式例第3号の2

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者

権利者 農林水産省

義務者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○

(2) 不動産の表示

所 在 ○○市○○町
地 番 ○番○
地 目 ○
地 積 ○○○平方メートル

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 国（農林水産省）は、○○○○に対し、平成 年 月 日、本件不動産を農地法第○条の規定により売り払いました。

(2) 国（農林水産省）と○○○○は、(1)の契約と同時に次の買戻特約をしました。

買戻特約の内容

売買代金 金○○万円

契約費用 返還を要しない。

期 間 平成 年 月 日から10年間

平成 年 月 日 ○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

登記義務者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○ 印

嘱託者 農林水産省

所管不動産登記嘱託職員

○○農政局長 ○○ ○○ [印]

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 ○○係 ○○ ○○

登 記 嘱 託 書

登記の目的 ○番付記○号買戻権抹消（平成 年 月 日受付第○○○○○号）
原 因 平成 年 月 日買戻期間満了
権 利 者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○
義 務 者 農林水産省

添付書類 登記原因証明情報

平成 年 月 日 嘱託
○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省
所管不動産登記嘱託職員
○○農政局長 ○○ ○○ [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○

登録免許税 金○○円

不動産番号 00000000000000

不動産の表示
所 在 ○○市○○町
地 番 ○番○
地 目 ○
地 積 ○○○平方メートル

様式例第4号の2

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産等

(1) 対象となる買戻権の登記

平成 年 月 日受付第〇〇〇〇〇号
第〇番付記〇号の買戻特約

(2) 当事者

権利者 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇 〇〇
義務者 農林水産省

(3) 不動産の表示

所 在 〇〇市〇〇町
地 番 〇番〇
地 目 〇
地 積 〇〇〇平方メートル

2 登記の原因となる事実又は法律行為

買戻特約は、平成 年 月 日で買戻期間を満了した。

平成 年 月 日 〇〇法務局（地方法務局） 〇〇出張所（支局） 御中

上記のとおり証明します。

嘱 託 者 農林水産省

所管不動産登記嘱託職員

〇〇農政局長 〇〇 〇〇 [印]

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

様式例第5号

抵当権設定登記承諾書

| | |
|-------|------------------------------|
| 登記の目的 | 抵当権設定 |
| 原因 | 平成 年 月 日売買による売買代金の平成 年 月 日設定 |
| 債権額 | 金〇〇円 |
| 利息 | 年〇〇% |
| 損害金 | 年〇〇% |
| 義務者 | 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 |
| 抵当権者 | 農林水産省 |
| 設定者 | 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 |

上記のとおり後記物件に抵当権設定登記することを承諾します。

平成 年 月 日

抵当権設定者

住所

氏名

印

地方農政局長 殿

不動産の表示

| | |
|----|-----------|
| 所在 | 〇〇市〇〇町 |
| 地番 | 〇番〇 |
| 地目 | 〇 |
| 地積 | 〇〇〇平方メートル |

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 本様式例中「地方農政局長」は、北海道にあっては「農林水産大臣」、沖縄県にあっては「内閣府沖縄総合事務局長」とする。

登記嘱託書

登記の目的 抵当権設定
原因 平成 年 月 日売買による売買代金の平成 年 月 日設定
債権額 金〇〇円
利息 年〇〇%
損害金 年〇〇%
義務者 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇 〇〇
抵当権者 農林水産省
設定者 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
〇〇 〇〇
添付書類 登記原因証明情報 承諾書 印鑑証明書

平成 年 月 日 嘱託
〇〇法務局（地方法務局） 〇〇出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省
所管不動産登記嘱託職員
〇〇農政局長 〇〇 〇〇 [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産番号 0000000000000

不動産の表示
所在 〇〇市〇〇町
地番 〇番〇
地目 〇
地積 〇〇〇平方メートル

(記載要領)

「債務者」及び「設定者」の欄は同一人（売払相手方）の住所・氏名を記入する。

様式例第6号の2

登記原因証明情報

1 登記嘱託情報の要領

| | |
|-------|-----------------------|
| 登記の目的 | 抵当権設定 |
| 債権額 | 金〇〇円 |
| 利息 | 年〇〇% |
| 損害金 | 年〇〇% |
| 債務者 | 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 |
| 抵当権者 | 農林水産省 |

2 不動産の表示

| | |
|-----|-----------|
| 所在地 | 〇〇市〇〇町 |
| 地番 | 〇番〇 |
| 地目 | 〇 |
| 地積 | 〇〇〇平方メートル |

3 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 農林水産省は、〇〇〇〇に対し、平成 年 月 日、本件不動産を売買により延納売払いしました。
- (2) よって、本件不動産に平成 年 月 日、抵当権を設定しました。

平成 年 月 日 〇〇法務局（地方法務局） 〇〇出張所（支局） 御中

上記のとおり証明します。

嘱託者 農林水産省

所管不動産登記嘱託職員

〇〇農政局長 〇〇 〇〇 [印]

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登記嘱託書

登記の目的 ○番抵当権登記抹消（平成 年 月 日受付第○○○○○号）
原因 平成 年 月 日弁済
権利者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○
義務者 農林水産省

添付書類 登記原因証明情報

平成 年 月 日 嘱託
○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省
所管不動産登記嘱託職員
○○農政局長 ○○ ○○ [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○

登録免許税 金○○円

不動産番号 0000000000000

不動産の表示

所 在 ○○市○○町
地 番 ○番○
地 目 ○
地 積 ○○○平方メートル

様式例第7号の2

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産等

(1) 対象となる抵当権の登記

平成 年 月 日受付第〇〇〇〇号 〇番抵当権

(2) 当事者

権利者 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

〇〇 〇〇

義務者 農林水産省

(3) 不動産の表示

所 在 〇〇市〇〇町

地 番 〇番〇

地 目 〇

地 積 〇〇〇平方メートル

2 登記の原因となる事実又は法律行為

〇〇〇〇は、農林水産省に対し、平成 年 月 日、本件抵当権の被担保債権全額を弁済しました。

平成 年 月 日 〇〇法務局（地方法務局） 〇〇出張所（支局） 御中

上記のとおり証明します。

嘱 託 者 農林水産省

所管不動産登記嘱託職員

〇〇農政局長 〇〇 〇〇 [印]

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登記嘱託書

登記の目的 所有権移転

原因 平成 年 月 日 農地法等の一部を改正する法律附則第8条の規定に基づき改正前の農地法第80条による売渡

権利者 ○○市○○町○○番○○号（住民票コード000000000000）
○○ ○○

義務者 農林水産省

添付書類 登記原因証明情報 住所証明書（※）

登記識別情報の通知を希望します。

平成 年 月 日 嘱託
○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱託者 農林水産省
所管不動産登記嘱託職員
○○農政局長 ○○ ○○ [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○

課税価格 金○○円

登録免許税 金○○円

不動産番号 0000000000000

不動産の表示

所在地 ○○市○○町
地番 ○番○
地目 ○
地積 ○○○平方メートル

（注） ※住民票コードを記載した場合には、省略することができる。

〔別添3〕

様式例第1号の1（注1）

〔農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第3条による買収
について、所有権の移転の登記の嘱託を行う場合〕

登 記 嘱 託 書

登記の目的 所有権移転

原 因 平 成 年 月 日農地法等の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づ
く改正前の農地法第○条による買収
【平成 年 月 日農地法第○条による買収（※）】

権 利 者 農林水産省

義 務 者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○（注2）

添付書類 登記原因証明情報（注3）

登記識別情報の通知を希望します。（注4）

平成 年 月 日 嘱託
○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱 託 者 何都道府県
所管不動産登記嘱託職員
○○県知事 ○○ ○○（印）
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○（注5）

登録免許税 登録免許税法第4条第1項（注6）

不動産番号 000000000000（注7）

不動産の表示（注8）

所 在 ○○市○○町
地 番 ○番○
地 目 ○
地 積 ○○○平方メートル

（注）※は、農地法等の一部を改正する法律の施行日において買収の効力は生じているものの、その登記が未了の場合の登記原因の例である。なお、農地法の根拠条文は改正前のものとなるので留意すること。

様式例第1号の2

〔農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第3条による買収について、所有権の移転の登記の嘱託を行う場合〕

登記嘱託書

登記の目的 所有権移転

原因 平成 年 月 日農地法等の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく改正前の農地法第〇条による買収
 【平成 年 月 日農地法第〇条による買収（※）】

権利者 農林水産省

義務者 別紙記載のとおり

添付書類 別紙記載のとおり

登記識別情報の通知を希望します。

平成 年 月 日 嘱託

〇〇法務局（地方法務局） 〇〇出張所（支局） 御中

嘱託者 何都道府県

所管不動産登記嘱託職員

〇〇県知事 〇〇 〇〇 [印]

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

(別紙)

| 不動産 番号 | 不動産の表示 | | | | | 義務者 | 添付書類 |
|-----------|--------|---|------|----|-----|--------------------------------|---------------------------|
| | 市区 | | 町村 | | | | |
| | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 地積㎡ | | |
| | | | 〇番〇番 | 〇 | 〇〇〇 | 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 | 登記原因証明情報 |
| | | | 〇番番 | 〇 | 〇〇〇 | 登記名義人 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 | 登記原因証明情報 登記名義人の同意書（注9） |
| | | | 〇番番 | | | 買収当時の所有者 | |
| | | | 〇番番 | | | 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 | |
| | | | 〇番番 | | | 〇〇 〇〇 | |

(注) ※は、農地法等の一部を改正する法律の施行日において買収の効力は生じているものの、その登記が未了の場合の登記原因の例である。なお、農地法の根拠条文は改正前のものとなるので留意すること。

※嘱託に際しての留意事項（全般）

- ① 嘱託書は、A4の用紙を使用し、他の添付書類とともに左綴じにして提出すること。紙質は、長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にすること。
- ② 地番、金額等の数字はアラビア数字とする。
- ③ 嘱託書が複数枚にわたる場合は、各用紙のつづり目に必ず契印をすること。

（嘱託書作成上の注意）

- （注1）登記義務者となる者が2人以上である場合には、様式第1号の2によるものとする。他の様式についても、これを参照して作成する。
- （注2）登記義務書である所有権の登記名義人の住所（法人の場合は「主たる事務所」、会社の場合は「本店」）又は氏名（法人の場合は「名称」、会社の場合は「商号」）を記載する。
- （注3）「登記原因証明情報」を提供する必要があることからその旨を記載する。登記原因証明情報とは、登記の原因となった事実又は行為及びこれに基づき現に権利変動が生じたことを証する情報を指す（買収令書の内容を証する情報（買収令書謄本）、対価の支払があったことを証する情報（対価支払明細書）、売渡通知書の内容を証する情報（売渡通知書）等）。
- （注4）登記識別情報の通知を希望するときは、冒頭の□に「レ」印を記載する。
- （注5）嘱託書の記載事項等に補正すべき点がある場合は、登記所の担当者から連絡するための都道府県の担当官の連絡先の電話番号を記載する。
- （注6）登録免許税が非課税である場合は、その根拠条文を記載すること。
- （注7）所有権の移転の登記を嘱託する不動産の不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積の記載を省略することができる。
- （注8）不動産の表示は表で記載可（適宜様式例を参照）。
- （注9）中間登記省略を行う場合に記載すること。その場合、登記義務者の同意を証する当該登記義務者が作成した情報には、当該登記義務者が電子署名を行う必要がある（当該情報を記載した書面を提出するときは、当該登記義務者の印鑑証明書を添付する）。

様式例第2号（旧農地法第36条、第69条及び第70条）

〔農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第5条による
売渡しについて、所有権の移転の登記の嘱託を行う場合〕

登 記 嘱 託 書

登記の目的 所有権移転

原 因 平成 年 月 日農地法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づ
く改正前の農地法第○条による売渡し
【平成 年 月 日農地法第○条による売渡し（※1）】

権 利 者 ○○市○○町○○番○○号（住民票コード000000000000）
○○ ○○

義 務 者 農林水産省

添付書類 登記原因証明情報 住所証明書（※2）

登記識別情報の通知を希望します。

平成 年 月 日 嘱託
○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱 託 者 何都道府県
所管不動産登記嘱託職員
○○県知事 ○○ ○○（印）
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○

課 税 価 格 円

登 録 免 許 税 円

不 動 産 番 号 00000000000000

不動産の表示

所 在 ○○市○○町
地 番 ○番○
地 目 ○
地 積 ○○○平方メートル

（注）※1は、農地法等の一部を改正する法律の施行日において売渡しの効力は生じているものの、その登記が未了の場合の登記原因の例である。なお、農地法の根拠条文は改正前のものとなるので留意すること。

※2は、住民票コードを記載した場合には、省略することができる。

様式例第3号（旧農地法第61条又は第74条の2）

〔農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第6条による
売渡し（譲与）について、所有権の移転の登記の嘱託を行う場合〕

登記嘱託書

登記の目的 所有権移転

原因 平成 年 月 日農地法等の一部を改正する法律附則第6条の規定に基づ
く改正前の農地法第○条による売渡し（譲与）
【平成 年 月 日農地法第○条による売渡し（※1）】

権利者 ○○市○○町○○番○○号（住民票コード000000000000）
○○ ○○

義務者 農林水産省

添付書類 登記原因証明情報 住所証明書（※2）

登記識別情報の通知を希望します。

平成 年 月 日 嘱託

○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱託者 何都道府県
所管不動産登記嘱託職員

○○県知事 ○○ ○○ [印]

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 ○○係 ○○ ○○

課税価格 円

登録免許税 円

不動産番号 00000000000000

不動産の表示

所在 ○○市○○町
地番 ○番○
地目 ○
地積 ○○○平方メートル

（注）※1は、農地法等の一部を改正する法律の施行日において売渡しの効力は生じているものの、その登記が未了の場合の登記原因の例である。なお、農地法の根拠条文は改正前のものとなるので留意すること。

※2は、住民票コードを記載した場合には、省略することができる。

様式例第4号

農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）附則第6条の規定に基づく改正前の農地法による不動産登記に関する政令（昭和28年政令第173号）第7条第1項により所有権の保存の登記の嘱託を行う場合

登 記 嘱 託 書

登記の目的 所有権保存

所 有 者 農林水産省

登記識別情報の通知を希望します。

嘱託条項 平成 年 月 日農地法施行令等の一部を改正する政令附則第6条の規定に基づく改正前の農地法による不動産登記に関する政令第7条第1項
嘱託

〇〇法務局（地方法務局） 〇〇出張所（支局） 御中

嘱託者 何都道府県

所管不動産登記嘱託職員

〇〇県知事 〇〇 〇〇 [印]

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産番号 0000000000000

不動産の表示

所 在 〇〇市〇〇町

地 番 〇番〇

地 目 〇

地 積 〇〇〇平方メートル

様式例第5号

土地の表示の登記がない土地について、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）附則第6条の規定に基づく改正前の農地法による不動産登記に関する政令（昭和28年政令第173号）令第7条第1項による所有権の保存の登記を嘱託する場合の前提となる登記の嘱託を行う場合

登 記 嘱 託 書

登記の目的 土地表題

所 有 者 農林水産省

添 付 書 類 土地所在図 地積測量図

平成 年 月 日 嘱託

〇〇法務局（地方法務局） 〇〇出張所（支局） 御中

嘱 託 者 何都道府県

所管不動産登記嘱託職員

〇〇県知事 〇〇 〇〇 [印]

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

| 不 動 産 の 表 示 | | | | | 登記原因及びその日付 |
|-------------|---|------|------|----------------------|------------|
| 郡市区 | | | 町村 | | |
| 大 字 | 字 | ① 地番 | ② 地目 | ③ 地 積 m ² | |
| | | 〇番〇 | 〇 | 〇〇〇 | |

様式例第6号（旧農地法第36条、第69条及び第70条）

農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）附則第6条の規定に基づく改正前の農地法による不動産登記に関する政令（昭和28年政令第173号）第12条第1項により所有権の保存の登記の嘱託を行う場合

登記嘱託書

登記の目的 所有権保存

所有者 ○○市○○町○○番○○号（住民票コード000000000000）
○○ ○○

添付書類 住所証明書（※） 売渡通知書

登記識別情報の通知を希望します。

嘱託条項 平成 年 月 日農地法施行令等の一部を改正する政令附則第6条の規定に基づく改正前の農地法による不動産登記に関する政令第12条第1項嘱託

○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱託者 何都道府県
所管不動産登記嘱託職員
○○県知事 ○○ ○○ [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○

課税価格 円

登録免許税 円

不動産番号 0000000000000

不動産の表示

所在 ○○市○○町
地番 ○番○
地目 ○
地積 ○○○平方メートル

（注） ※は、住民票コードを記載した場合には、省略することができる。

様式例第7号（旧農地法61条又は第74条の2）

農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）附則第6条の規定に基づく改正前の農地法による不動産登記に関する政令（昭和28年政令第173号）第12条第1項により所有権の保存の登記の嘱託を行う場合

登 記 嘱 託 書

登記の目的 所有権保存

所 有 者 ○○市○○町○○番○○号（住民票コード000000000000）
○○ ○○

添付書類 住所証明書（※） 売渡通知書

登記識別情報の通知を希望します。

嘱託条項 平成 年 月 日農地法施行令等の一部を改正する政令附則第6条の規定に基づく改正前の農地法による不動産登記に関する政令第12条第1項
嘱託

○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱託者 何都道府県
所管不動産登記嘱託職員
○○県知事 ○○ ○○ [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○

課税価格 円

登録免許税 円

不動産番号 0000000000000

不動産の表示

所 在 ○○市○○町
地 番 ○番○
地 目 ○
地 積 ○○○平方メートル

（注） ※は、住民票コードを記載した場合には、省略することができる。

様式例第8号

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第3条による買収について、所有権の登記名義人の住所の変更の登記を代位して嘱託を行う場合

登 記 嘱 託 書

登記の目的 ○番所有権登記名義人住所変更

原 因 平成 年 月 日住所移転

変更後の事項 住所 ○○市○○町○○番○○号

被代位者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○

代 位 者 農林水産省

代位原因 平成 年 月 日農地法等の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく改正前の農地法第○条による買収の所有権移転登記請求権

添付書類 登記原因証明情報 代位原因証明情報

平成 年 月 日 嘱託
○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱 託 者 何都道府県
所管不動産登記嘱託職員
○○県知事 ○○ ○○ [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○

登録免許税 登録免許税法第5条第1号

不動産番号 0000000000000

不動産の表示
所 在 ○○市○○町
地 番 ○番○
地 目 ○
地 積 ○○○平方メートル

様式例第9号

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第3条による買収について、所有権の登記名義人の氏名の更正の登記を代位して嘱託を行う場合

登記嘱託書

登記の目的 ○番所有権登記名義人氏名更正

原因 錯誤

更正後の事項 氏名 ○○ ○○

被代位者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○

代位者 農林水産省

代位原因 平成 年 月 日農地法等の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づく改正前の農地法第○条による買収の所有権移転登記請求権

添付書類 登記原因証明情報 代位原因証明情報

平成 年 月 日 嘱託
○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱託者 何都道府県
所管不動産登記嘱託職員
○○県知事 ○○ ○○ [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○

登録免許税 登録免許税法第5条第1号

不動産番号 000000000000

不動産の表示
所在地 ○○市○○町
地番 ○番○
地目 ○
地積 ○○○平方メートル

様式例第10号

〔 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第3条による
買収について、土地の分筆の登記を代位して嘱託を行う場合 〕

登 記 嘱 託 書

登記の目的 土地分筆

所 有 者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○

代 位 者 農林水産省

代 位 原 因 平成 年 月 日農地法等の一部を改正する法律附則第3条の規定に
基づく改正前の農地法第○条による買収の所有権移転登記請求権

添 付 書 類 地積測量図 代位原因証明情報

平成 年 月 日 嘱託
○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱 託 者 何都道府県
所管不動産登記嘱託職員
○○県知事 ○○ ○○ [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○

登録免許税 登録免許税法第5条第1号

| | | | | | | | |
|---------------|--------------|---|-----|-----|-----|------------------|------------|
| 不動産番号 | 000000000000 | | | | | | |
| | 不 動 産 の 表 示 | | | | | | 登記原因及びその日付 |
| | 郡市区 | | | 町村 | | | |
| | 大字 | 字 | ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | |
| 分割前の 土地 | | | ○番 | ○ | ○○○ | | |
| (イ)分割後の 土地 | | | ○番○ | | ○○○ | ①③○番○、○番○に 分筆 | |
| (ロ)分割した 土地 | | | ○番○ | | ○○○ | ○番から分筆 | |

様式例第11号

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第3条による
買収について、地目の変更（又は地積の更正）の登記を代位して嘱託を行う
場合

登 記 嘱 託 書

登記の目的 地目変更（又は地積更正）
 所有者 ○○市○○町○○番○○号
 ○○ ○○
 代位者 農林水産省
 代位原因 平成 年 月 日農地法等の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づ
 く改正前の農地法第○条による買収の所有権移転登記請求権
 添付書類 地積測量図（地積の更正の場合） 代位原因証明情報

平成 年 月 日 嘱託
 ○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中
 嘱託者 何都道府県
 所管不動産登記嘱託職員
 ○○県知事 ○○ ○○ [印]
 連絡先の電話番号 000-0000-0000
 担当者 ○○係 ○○ ○○

（地目変更の場合）

| | | | | | | |
|-------|---------------|---|------|------|----------------------|-------------------|
| 不動産番号 | 0000000000000 | | | | | |
| | 不 動 産 の 表 示 | | | | | 登記原因及びその日付 |
| | 郡市区 | | | 町村 | | |
| | 大 字 | 字 | ① 地番 | ② 地目 | ③ 地 積 m ² | |
| 変更前 | | | ○番○ | ○ | ○○○ | |
| 変更後 | | | | ○ | | ②平成 年 月 日 地目変更 |

（地積更正の場合）

| | | | | | | |
|-------|---------------|---|------|------|----------------------|------------|
| 不動産番号 | 0000000000000 | | | | | |
| | 不 動 産 の 表 示 | | | | | 登記原因及びその日付 |
| | 郡市区 | | | 町村 | | |
| | 大 字 | 字 | ① 地番 | ② 地目 | ③ 地 積 m ² | |
| 変更前 | | | ○番○ | ○ | ○○○ | |
| 変更後 | | | | | ○○○ | ③ 錯 誤 |

様式例第12号

〔農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第3条による買収に伴う登記を代位して嘱託を行う場合〕

登 記 嘱 託 書

登記の目的 別紙記載のとおり
 所有者 別紙記載のとおり
 代位者 農林水産省
 代位原因 平成 年 月 日農地法等を一部改正する法律附則第3条の規定に基づき改正前の農地法第〇条による買収の所有権移転登記請求権
 添付書類 別紙記載のとおり
 平成 年 月 日 嘱託
 〇〇法務局（地方法務局） 〇〇出張所（支局） 御中
 嘱託者 何都道府県
 所管不動産登記嘱託職員
 〇〇県知事 〇〇 〇〇 [印]
 連絡先の電話番号 000-0000-0000
 担当者 〇〇係 〇〇 〇〇
 登録免許税 登録免許税法第5条第1号

(別紙)

| | 不動産の表示 | | | | | 登記原因及びその日付 | 登記の目的 | 所有者 | 添付書類 |
|-----------|--------|---|-----|-----|--------------------|----------------------|----------|-------------------------------|--------------|
| | 市区 | | 町 村 | | | | | | |
| | 大字 | 字 | ①番地 | ②地目 | ③地積 m ² | | | | |
| 変更前 | | | 〇番〇 | 〇 | 〇〇 | | | 〇〇市〇〇区 〇〇町〇〇 〇〇番地 氏名 | 代位原因 証明情報 |
| 変更後 | | | | 〇 | | ②平成 年 月 日 地目変更 | 地目 変更 | | |
| 分割前の土地 | | | 〇番 | 〇 | 〇〇 | | | 〇〇市〇〇区 〇〇町〇〇 〇〇番地 氏名 | 代位原因 証明情報 |
| (イ)分割後の土地 | | | 〇番〇 | | 〇〇 | ①③〇番〇 〇番〇に分筆 | 分筆 | | 地積測 量図 |
| (ロ)分割した土地 | | | 〇番〇 | | 〇〇 | 〇番から分筆 | | | |
| 更正前 | | | 〇番〇 | 〇 | 〇〇 | | | 〇〇市〇〇区 〇〇町〇〇 〇〇番地 氏名 | 地積測 量図 |
| 更正後 | | | | | 〇〇 | ③錯誤 | 地積 更正 | | |

様式例第13号

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第6条による
売渡し（譲与）について、農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21
年政令第285号）附則第6条の規定に基づく改正前の農地法による不動産登
記に関する政令（昭和28年政令第173号）第14条第1項により土地の抹消の
登記の嘱託を行う場合

登 記 嘱 託 書

登記の目的 土地登記抹消

原 因 農地法等の一部を改正する法律附則第6条の規定に基づく改正前の農地法
第○条の規定による売渡し（譲与）をするため必要がある。
【農地法第○条の規定による売渡しをするために必要がある（※）】

所 有 者 農林水産省

嘱 託 条 項 平成 年 月 日農地法施行令等の一部を改正する政令第6条の規定に
基づく改正前の農地法による不動産登記に関する政令第14条第1項嘱託

○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱 託 者 何都道府県
所管不動産登記嘱託職員
○○県知事 ○○ ○○ [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産番号 0000000000000

不動産の表示
所 在 ○○市○○町
地 番 ○番○
地 目 ○
地 積 ○○○平方メートル

（注）※は、農地法等の一部を改正する法律の施行日において売渡しの効力は生じてい
るものの、その登記が未了の場合の登記原因の例である。なお、農地法の根拠条文
は改正前のものとなるので留意すること。

様式例第14号

〔 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第6条第6項に
よる譲与について、所有権の移転の登記の嘱託を行う場合 〕

登 記 嘱 託 書

登記の目的 所有権移転

原 因 平成 年 月 日農地法等の一部を改正する法律附則第6条の規定に
基づく改正前の農地法第74条の2返還

権 利 者 農林水産省

義 務 者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○

添 付 書 類 登記原因証明情報、承諾書、印鑑証明書

登記識別情報の通知を希望します。

平成 年 月 日 嘱託

○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱 託 者 何都道府県

所管不動産登記嘱託職員

○○県知事 ○○ ○○ [印]

連絡先の電話番号 000-0000-0000

担当者 ○○係 ○○ ○○

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産番号 000000000000

不動産の表示

所 在 ○○市○○町

地 番 ○番○

地 目 ○

地 積 ○○○平方メートル

様式例第15号（譲与した土地の返還に伴う所有権の移転の登記をする場合の承諾書）

承 諾 書

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第6条第6項の規定に基づき後記不動産につき平成 年 月 日国（農林水産省）に返還したので、その所有権の移転の登記を囑託することを承諾する。

平成 年 月 日

〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
 〇〇 〇〇 〔印〕

| 不 動 産 の 表 示 | | | | |
|-------------|---|-----|-----|--------------------|
| 郡 市 区 | | | 町 村 | |
| 大 字 | 字 | 地 番 | 地 目 | 地 積 m ² |
| | | 番 | | ┆ |
| | | 番 | | ┆ |
| | | 番 | | ┆ |
| | | 番 | | ┆ |
| | | 番 | | ┆ |
| | | 番 | | ┆ |

様式例第16号（譲与した土地に所有権移転請求権保全の仮登記をする場合の嘱託書）
〔 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第6条第6項に
よる譲与について、所有権移転請求権の仮登記の嘱託を行う場合 〕

登 記 嘱 託 書

登記の目的 所有権移転請求権仮登記

原 因 平成 年 月 日農地法等の一部を改正する法律附則第6条の規定に基づき改正前の農地法第74条の2による条件付譲与

権 利 者 農林水産省

義 務 者 ○○市○○町○○番○○号
○○ ○○

添付書類 登記原因証明情報、承諾書、印鑑証明書

平成 年 月 日 嘱託
○○法務局（地方法務局） ○○出張所（支局） 御中

嘱 託 者 何都道府県
所管不動産登記嘱託職員
○○県知事 ○○ ○○ [印]
連絡先の電話番号 000-0000-0000
担当者 ○○係 ○○ ○○

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産番号 000000000000

不動産の表示
所 在 ○○市○○町
地 番 ○番○
地 目 ○
地 積 ○○○平方メートル

様式例第17号（譲与した土地に所有権移転請求権保全の仮登記をする場合の承諾書）
 （農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第6条第6項による譲与）

承 諾 書

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第6条第6項の規定に基づき平成 年 月 日改正前の農地法第74条の2の規定により譲与を受けた後記不動産につき国（農林省）のため所有権移転請求権保全の仮登記をすることを承諾する。

平成 年 月 日

〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
 〇〇 〇〇 (印)

| 不 動 産 の 表 示 | | | | | |
|-------------|---|-----|-----|-----|----------------|
| 郡 市 区 | | | 町 村 | | |
| 大 字 | 字 | 地 番 | 地 目 | 地 積 | m ² |
| | | 番 | | | ┆ |
| | | 番 | | | ┆ |
| | | 番 | | | ┆ |
| | | 番 | | | ┆ |
| | | 番 | | | ┆ |
| | | 番 | | | ┆ |

法務省民二第2990号

平成21年12月15日

農林水産省経営局長 殿

法務省民事局長

「農地法に基づく登記の特例等についての取扱要領」の一部改正について（回答）

本月11日付け21経営第4740号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。